

医学生・看護学生等奨学貸付金規則

（目 的）

第1条 この規則は、大学、専修学校等（以下「学校」という。）において医学、看護学等を専攻する学生で、将来長野県厚生農業協同組合連合会（以下「この会」という。）の病院等への就職を希望する者に対し、修学上必要な資金を貸付けること（以下「奨学貸付金」という。）により、医師、看護師等の確保をはかることを目的とする。

（奨学貸付金の借受者の資格）

第2条 奨学金の貸付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備え、事業所長の内申により代表理事理事長が承認した者とする。

1. 医療に関する以下の学校課程に入学が許可された、又は在学している学生であること。
 - （1） 医師資格の取得を目的とする課程
 - （2） 大学の保健師、助産師及び看護師資格の取得を目的とする課程
 - （3） 専修学校の看護師資格の取得を目的とする課程
 - （4） その他医療に関する資格の取得を目的とする課程
2. 自ら将来この会において医師、看護師等専門の国家資格業務に従事しようとする者であること。
3. この会以外の医療機関等への就職を条件とする奨学金の支給及び貸付の事実がない者又は給与所得のない者であること。

（奨学貸付額等）

第3条 奨学貸付金の額は、修学の目的とする資格ごとに別表に定める。

② 奨学貸付金は、学校に入学した日の属する月から卒業する日の属する月までの間に一定額を定期的に給付する。ただし、代表理事理事長が必要と認めたときは、一括して給付することができる。

（連帯保証人）

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2名を立てなければならない。

② 連帯保証人のうち1名は、奨学金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には親権者又は後見人、成年者である場合には父母兄弟又はこれに代わる者とし、1名は生計が異なる家族以外の者でなければならない。

③ 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯してその債務を負担する者でなければならない。

（給付申請）

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

1. 奨学貸付金給付申請書（様式第1号）
2. 誓約書（様式第2号）
3. 履歴書
4. 成績証明書

5. 入学許可証明書又は在学証明書
6. その他代表理事理事長が特に必要と認める書類

(貸付けの決定及び通知)

第6条 第5条の奨学貸付金給付申請書の提出があったときは、その内容を審査し貸付決定した者（以下「奨学生」という。）に対して奨学生番号を付し、奨学貸付金給付・返済（免除）予定書（様式第3号）を通知する。

(奨学貸付金借用証書の提出)

第7条 奨学生は、奨学貸付金給付・返済（免除）予定書の通知を受けたときは、直ちに次に掲げる書類を添えて奨学貸付金借用証書（様式第4号）を提出しなければならない。

1. 印鑑証明書
2. 連帯保証人2名の印鑑証明書

(奨学貸付金給付の休止・打ち切り)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付元である会の判断により、該当日の属する月の翌月分から奨学貸付金の給付を休止または打切るものとし、奨学貸付金給付の休止又は打ち切り通知書（様式第10号）を交付するものとする。

1. 留年したとき
2. 休学したとき
3. 退学（転学部、転学科、除籍を含む）したとき。
4. 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
5. その他奨学貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められたとき。
6. この会以外に就職又は就職が内定したとき。
7. 死亡したとき。

(貸付金の返還義務)

第9条 奨学生は、奨学貸付金給付の既受領額を債務としてこの全額を返還する義務を負う。

② 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1ヵ月以内に貸付金の全額に利息を付した額を一括返還しなければならない。ただし、代表理事理事長がやむを得ない理由により一括返還が難しいと認めたときは、その都度定める期間により分割して返還させることができる。

1. 第8条の規定により奨学貸付金の給付を打ち切られたとき。
2. 学校を卒業した日の属する年度の末日から起算して1年以内に医師、看護師等の国家試験に合格しなかったとき。
3. この会以外に就職又は就職が内定したとき。

③前項の利息額は、貸付を受けた日の翌日から会が発した返還を求める通知書に記載された打ち切り決定日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額とする。なお、医師以外の資格の取得を目的とする奨学生に対しては、無利息とする。

④ 返還すべき奨学貸付金の全額が償還されたときは、医学生・看護学生等奨学貸付金返還完了通知書（様式第11号）を申し出のあった奨学生又は連帯保証人に交付するものとする。

(奨学貸付金の返済)

第10条 奨学生は、この会に就職した日から別表に定める奨学貸付金給付期間と同一の期間内に奨学貸付金を返済しなければならない。

(奨学貸付金返済の免除)

第11条 奨学生がこの会の指定する事業所に正職員として就職し、奨学貸付金の修学の目的とする資格により実際に勤務する期間が奨学貸付給付期間と同一の期間となる場合、奨学貸付金の返済に係る債務（第10条の返済額）を免除することができる。ただし、休職・育児休暇等により就業の中断がある場合、また、労働時間の免除・制限がある場合はその期間を含めない。

なお、債務免除による経済的利益は非課税とする。

(医師の専門研修期間及び初期臨床研修期間の扱い)

第12条 医師資格の取得を目的とする奨学生は、専門研修期間（通算4年を限度）及び医師臨床研修制度の初期研修期間に限ってこの会以外の研修病院へ就職する場合、第8条6号及び第9条2項3号の規定に係らず、奨学貸付金の打切り及び返還の対象としない。

② 医師の初期臨床研修期間は、第11条の奨学貸付金返済の免除となる勤務期間に含めない。

(延滞金)

第13条 奨学生は第9条2項の一括返還義務が生じた場合、会が支払を求めた場合に限り、会が発した返還を求める通知書に記載された返済日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還日まで、返還すべき貸付金全額に、民事法定利率（年率）を加算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(届 出)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、届け出を行わなければならない。

1. 休学・停学・留年・退学、又は自らの意思により借受資格を喪失したとき。

借受資格喪失届（様式第5号）

2. 復学したとき。復学届（様式第6号）
3. 学校を卒業したとき。卒業届（様式第7号）
4. 免許・資格を取得したとき。免許・資格取得届（様式第8号）

② 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、死亡届（様式第9号）を提出しなければならない。

③ 奨学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、改めて奨学貸付金借用証書を提出しなければならない。

(その他)

第15条 この規則及び別に定める「医学生・看護学生等奨学貸付金運用細則」に定めのない事項は、その都度代表理事理事長が定める。

附 則（施行期日）

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成20年4月1日から変更実施する。（奨学貸付金額の変更）
3. この規程は、平成22年4月1日から変更実施する。（様式の掲載、規程類管理規程による形式の統一）
4. この規程は、平成24年4月1日から変更実施する。（利息の設定、様式の変更、奨学金給付の休止、打ち切り方法の明文化）
なお、平成23年度末日時点において貸付けの決定を受けている奨学生については、当該決定時の規程を適用する。
5. この規程は、平成28年4月1日から変更実施する。（所得税法改正に係る債務免除による経済的利益の非課税）
6. この規程は、平成31年4月1日から変更実施する。（この会以外での専門研修期間の明文化）
7. この規程は、令和2年1月1日から変更実施する。（免除対象の明文化、様式の変更）
8. この規程は、令和2年9月1日から変更実施する。（別表 専修学校の貸付期間及び限度額設定の追加）
9. この規則は、令和4年4月1日から変更実施する。（規程分類上、奨学制度実施規程を補完する規則に変更する）
10. この規則は、令和5年4月1日から変更実施する。（貸付金返還後、奨学生又は連帯保証人への返還完了通知交付手続き項目の追加、民事法定利率の変更）

別表（医学生・看護学生等奨学貸金規則第3条）

① 奨学貸付金給付期間及び限度額

1. 奨学貸付金給付期間及び限度額を以下のとおり定める。

（1） 医師資格の取得を目的とする課程（区分1）

ア. 給付期間 72ヵ月間以内

イ. 貸付額 月額200,000円、総額14,400,000円

（2） 大学の保健師、助産師及び看護師資格の取得を目的とする課程（区分2）

ア. 給付期間 48ヵ月間以内

イ. 貸付額 月額50,000円、総額2,400,000円

（3） 専修学校の看護師資格の取得を目的とする課程

a. 4年課程（区分3）

ア. 給付期間 48ヵ月間以内

イ. 貸付額 月額50,000円、総額2,400,000円

b. 3年課程（区分4）

ア. 給付期間 36ヵ月間以内

イ. 貸付額 月額50,000円、総額1,800,000円

c. 2年課程（区分5）

ア. 給付期間 24ヵ月間以内

イ. 貸付額 月額50,000円、総額1,200,000円

（4） その他医療に関する資格の取得を目的とする課程（区分6）

ア. 給付期間 事業所長の内申により代表理事理事長が決定する。

イ. 貸付額 事業所長の内申により代表理事理事長が決定する。

2. 個別の給付額は、奨学貸付金給付・返済（免除）予定書による。

② 奨学貸付金返済免除期間

奨学貸付金返済免除期間は、1の奨学貸付給付期間と同一期間とする。

なお、佐久総合病院看護専門学校3年課程奨学生の返済免除期間は、2008年度以降の入学者から適用することとし、2007年度以前に入学した奨学生の返済免除期間は24ヵ月間とする。

③ 奨学生番号

次のとおり付番し管理する。

1. 登録年度（西暦）、2. 管理事業所（会計会社コード上2桁）、3. 課程区分（1～6）、
4. 受付番号（3桁）

〈例1〉 2007年度登録 佐久看護専門学校 看護師3年課程 受付番号48番
奨学生番号： 2007 50 4 048

〈例2〉 2006年度登録 北信総合病院 医師課程 受付番号2番
奨学生番号： 2006 15 1 002

以上